

報告第 18 号

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修工事請負契約の専決処
分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 24 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 1,780 万円

今回変更後金額 金 2 億 2,042 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 4 月 30 日

(説明)

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田文化の森ホール棟特定
天井改修及び大規模改修工事請負契約について、令和 6 年 3 月から適用する公共
工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約
金額を変更した。

報告第 19 号

大田区立入新井第四小学校外壁改修その他工事請負契約の専決処分の報告
について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 24 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 900 万円

今回変更後金額 金 2 億 1,091 万 4,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 4 月 30 日

(説明)

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第四小学校外壁改修その他工事請負契約について、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 20 号

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 24 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 12 億 5,275 万円
第 1 回変更後金額	金 12 億 5,578 万 6,000 円
今回変更後金額	金 13 億 1,242 万 890 円

2 専決処分日

令和 6 年 4 月 30 日

(説明)

令和 3 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（I 期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第 21 号

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修機械設備工事請負契約
の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 24 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 5,850 万円

今回変更後金額 金 2 億 6,040 万 3,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 4 月 30 日

(説明)

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修機械設備工事請負契約について、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 22 号

大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－3ほか）取壊し工事請負契約
の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 24 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 1 億 6,830 万円

今回変更後金額 金 1 億 7,248 万円

2 専決処分日

令和 6 年 4 月 30 日

（説明）

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校
校舎（棟番号①－3ほか）取壊し工事請負契約について、令和 6 年 3 月から適用
する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づ
き、契約金額を変更した。

報告第 23 号

大田区立矢口西小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約の専
決処分¹の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 24 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 1 億 4, 300 万円

今回変更後金額 金 1 億 4, 705 万 9, 000 円

2 専決処分日

令和 6 年 4 月 30 日

（説明）

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎
（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約について、令和 6 年 3 月から適用する
公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、
契約金額を変更した。